

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>○茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 平成 15 年 10 月 1 日 茨城県条例第 67 号</p> <p>茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を公布する。</p> <p>茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 <u>第 1 条～第 6 条は省略</u> (許可の基準) <u>(1)～(4)は省略</u></p> <p>第 7 条 知事は、前条第 1 項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(5) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>ウ 廃棄物処理法、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)、この条例若しくは茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例(平成 19 年茨城県条例第 17 号。以下「廃棄物適正化条例」という。)</p>	<p>○茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 平成 15 年 10 月 1 日 茨城県条例第 67 号</p> <p>茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を公布する。</p> <p>茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 <u>第 1 条～第 6 条は省略</u> (許可の基準) <u>(1)～(4)は省略</u></p> <p>第 7 条 知事は、前条第 1 項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(5) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>ウ 廃棄物処理法、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)、この条例若しくは茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例(平成 19 年茨城県条例第 17 号。以下「廃棄物適正化条例」という。)</p>

その他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で規則で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、[第208条の2](#)、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

第7条(5)エ～第24条及び付則は省略

その他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で規則で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、[第208条の3](#)、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

第7条(5)エ～第24条及び付則は省略

